

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）

（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次（略）

第1章～第13章（略）

別記（略）

料金表

通則

1～13（略）

（V P Nサービスの区別等）

14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。

(1)（略）

(2) V P Nサービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
レイヤー3の通信の区分	
ギランティアアクセス	(略)
ギランティア（センタエンド）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの ただし、通信の区分が同一の契約者回線等相互間の通信においては、回線契約者が指定する最低伝送速度（Universal One網が通常状態である場合において最低限伝送可能な速度をいいます。以下同じとします。）による通信を確保するもの
ギランティア（フレキシブル）アクセス	(略)

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）

（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次（略）

第1章～第13章（略）

別記（略）

料金表

通則

1～13（略）

（V P Nサービスの区別等）

14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。

(1)（略）

(2) V P Nサービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
レイヤー3の通信の区分	
ギランティアアクセス	(略)
ギランティア（フレキシブル）アクセス	(略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

バーストアクセス	回線契約者が指定する最低伝送速度による通信を確保するもの
ベストエフォート（ハイグ レード）アクセス～ワイヤ レスアクセス（略）	（略）
レイヤー2の通信の区分	
ギランティアアクセス	（略）
ギランティ（センタエン ド）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度に よる通信を確保するもの ただし、通信の区分が同一の契約者回線等相互間 の通信においては、 回線契約者が指定する最低伝 送速度による通信を確保するもの
バーストアクセス	回線契約者が指定する最低伝送速度による通信を 確保するもの
ベストエフォートアクセス	（略）

備考

- 1～11（略）
 12 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考13ま
 において同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係
 る電気通信設備との間の通信を行うことができます。
 (1) 通信の区分
 ア ギランティアアクセス（品目が音声伝送のものを除きます。）
 イ [ギランティ（センタエンド）アクセス](#)
 ウ ギランティ（フレキシブル）アクセス
 エ [バーストアクセス](#)
 オ～ケ（略）
 (2)（略）
 13（略）

(3) VPNサービスには、次の品目等があります。

ア ギランティアアクセスに係るもの

品 目	内 容
-----	-----

ベストエフォート（ハイグ レード）アクセス～ワイヤ レスアクセス（略）	（略）
レイヤー2の通信の区分	
ギランティアアクセス	（略）

ベストエフォートアクセス	（略）
--------------	-----

備考

- 1～11（略）
 12 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考13ま
 において同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係
 る電気通信設備との間の通信を行うことができます。
 (1) 通信の区分
 ア ギランティアアクセス（品目が音声伝送のものを除きます。）
 イ ~~ギランティ（センタエンド）アクセス~~
 ウ ギランティ（フレキシブル）アクセス
 エ ~~バーストアクセス~~
 オ～ケ（略）
 (2)（略）
 13（略）

(3) VPNサービスには、次の品目等があります。

ア ギランティアアクセスに係るもの

品 目	内 容
-----	-----

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(略)	(略)
備考 1～12 (略)	

(略)	(略)
備考 1～12 (略) 13 当社は、NTT東日本・西日本ワイド利用に係る利用の開始及び変更の申込みを承諾しません。	

イ [ギャランティ（センタエンド）アクセスに係るもの](#)

品 目	内 容
イーサタイプ	10Mb/s 10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

[1 ギャランティ（センタエンド）アクセスには契約者回線等による区分があります。](#)

契約者回線等による区分	内 容
NTT東日本・西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限り）の提供する電気通信サービスに係るものに限り。）を設置して提供するもの

[2 当社は、ギャランティ（センタエンド）アクセスについて、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。](#)

品 目	最低伝送速度
10Mb/s	1 Mbit/s
	2 Mbit/s
	3 Mbit/s
	5 Mbit/s
	7 Mbit/s
100Mb/s	10Mbit/s
	20Mbit/s
	30Mbit/s
	50Mbit/s

イ [削除](#)

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

70Mbit/s

ウ（略）

エ バーストアクセスに係るもの

品 目	内 容	
イーサタイプ	10Mbit/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	100Mbit/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- バーストアクセスは加入者回線を設置して提供します。
- 当社は、バーストアクセスについて、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。

品 目	最低伝送速度
10Mbit/s	1 Mbit/s
100Mbit/s	10Mbit/s

オ～キ（略）

(4)（略）

14の2～15（略）

（VPNサービスのSLAに係る料金の扱い）

16 VPNサービスのSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 当社は、VPNサービス（回線契約に係るものに限ります。）の区別等に応じて、次表に規定するSLAを適用します。

SLAの項目	対象となるVPNサービスの区別等
開通遅延SLA	ギランティアアクセス
故障回復時間SLA	（品目が音声伝送のものを除きます。）
故障通知時間SLA	<u>ギランティア（センタエンド）アクセス</u>
ネットワーク稼働率SLA	ギランティア（フレキシブル）アクセス
回線稼働率SLA	<u>バーストアクセス</u>
網内遅延SLA	

ウ（略）

エ 削除

オ～キ（略）

(4)（略）

14の2～15（略）

（VPNサービスのSLAに係る料金の扱い）

16 VPNサービスのSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 当社は、VPNサービス（回線契約に係るものに限ります。）の区別等に応じて、次表に規定するSLAを適用します。

SLAの項目	対象となるVPNサービスの区別等
開通遅延SLA	ギランティアアクセス
故障回復時間SLA	（品目が音声伝送のものを除きます。）
故障通知時間SLA	ギランティア（フレキシブル）アクセス
ネットワーク稼働率SLA	
回線稼働率SLA	
網内遅延SLA	

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(2)～(5) (略)
(注) (略)
17～18 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア～ウ (略)</p> <p>工 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下工において同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの</p> <p>A～B (略)</p> <p>C ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（N T T西日本ワイド利用）に限ります。）、ギャランティアクセス（イーサタイプ（N T T東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）、<u>ギャランティ（センタエンド）アクセス（イーサタイプ（N T T東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）</u>又は<u>バーストアクセス</u>のうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更</p> <p>D (略)</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p>

(2)～(5) (略)
(注) (略)
17～18 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア～ウ (略)</p> <p>工 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下工において同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの</p> <p>A～B (略)</p> <p>C ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（N T T西日本ワイド利用）に限ります。）<u>又は</u>ギャランティアクセス（イーサタイプ（N T T東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）のうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更</p> <p>D (略)</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p>

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

	(カ) 最低伝送速度の変更 (キ)～(ケ) (略) オ (略)
(5)～(9) (略)	(略)

	(カ) 削除 (キ)～(ケ) (略) オ (略)
(5)～(9) (略)	(略)

2 料金額

2-1 定額通信料等

2-1-1 レイヤー3に係るもの

2-1-1-1 (略)

2-1-1-2 [ギャランティ（センタエンド）アクセス\(定額通信料\)](#)
[イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）](#)

1の回線契約ごとに月額

<u>品 目</u>	<u>最低伝送速度</u>	<u>料 金 額</u>
10Mb/sのもの	1 Mbit/sのもの	95,000円 (104,500円)
	2 Mbit/sのもの	135,000円 (148,500円)
	3 Mbit/sのもの	165,000円 (181,500円)
	5 Mbit/sのもの	230,000円 (253,000円)
	7 Mbit/sのもの	250,000円 (275,000円)
100Mb/sのもの	10Mbit/sのもの	360,000円 (396,000円)
	20Mbit/sのもの	380,000円 (418,000円)
	30Mbit/sのもの	440,000円 (484,000円)
	50Mbit/sのもの	560,000円 (616,000円)
	70Mbit/sのもの	680,000円 (748,000円)

2-1-1-3 (略)

2-1-1-4 [バーストアクセス（定額通信料）](#)
[イーサタイプ](#)

1の回線契約ごとに月額

<u>品 目</u>	<u>料 金 額</u>
10Mb/sのもの	90,000円 (99,000円)
100Mb/sのもの	300,000円 (330,000円)

2 料金額

2-1 定額通信料等

2-1-1 レイヤー3に係るもの

2-1-1-1 (略)

2-1-1-2 [削除](#)

2-1-1-3 (略)

2-1-1-4 [削除](#)

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

- 2-1-1-5～2-1-1-9 (略)
- 2-1-2 レイヤ-2に係るもの
- 2-1-2-1 (略)
- 2-1-2-2 ギャランティ (センタエンド) アクセス(定額通信料)
イーサタイプ (NTT東日本・西日本ワイド利用)

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤ-3に係るギャランティ (センタエンド) アクセス (イーサタイプ (NTT東日本・西日本ワイド利用)) とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

- 2-1-2-3 バーストアクセス (定額通信料)
イーサタイプ

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤ-3に係るバーストアクセス (イーサタイプ) とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

- 2-1-2-4 (略)
- 2-2 付加機能利用料
- 2-2-1 (略)
- 2-2-2 回線契約に係るもの
- 2-2-2-1 優先制御機能

月額

区 分	単 位	料金額
(略)	(略)	(略)

備考

- 1 当社は、回線契約者（ギャランティアクセス（品目が音声伝送のものを除きます。）、ギャランティ (センタエンド) アクセス又はギャランティ（フレキシブル）アクセスに係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。
- 2～5 (略)

- 2-1-1-5～2-1-1-9 (略)
- 2-1-2 レイヤ-2に係るもの
- 2-1-2-1 (略)
- 2-1-2-2 削除

- 2-1-2-3 削除

- 2-1-2-4 (略)
- 2-2 付加機能利用料
- 2-2-1 (略)
- 2-2-2 回線契約に係るもの
- 2-2-2-1 優先制御機能

月額

区 分	単 位	料金額
(略)	(略)	(略)

備考

- 1 当社は、回線契約者（ギャランティアクセス（品目が音声伝送のものを除きます。）又はギャランティ（フレキシブル）アクセスに係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。
- 2～5 (略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

2-2-2-2 (略)

2-2-2-3 インターネット接続機能

月額

区 分	単 位	料金額
(略)	(略)	(略)

備考

1 当社は、VPNサービスの区別等がレイヤー3のベストエフォートアクセスに係る回線契約者に限り、この機能を提供します。ただし、回線契約の種類がバックアップ契約の場合は、そのメイン契約がギランティアアクセス、[ギランティ \(セクタエンド\) アクセス](#)又は[パーストアクセス](#)に係るものに限りです。

2～3 (略)

2-2-2-4～2-2-2-7 (略)

2-3～2-5 (略)

第2 専用サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア～ウ (略)</p> <p>工 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更 (Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。) 又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間 (変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下工において同じとします。) を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。</p> <p>(ア) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの A～B (略)</p>

2-2-2-2 (略)

2-2-2-3 インターネット接続機能

月額

区 分	単 位	料金額
(略)	(略)	(略)

備考

1 当社は、VPNサービスの区別等がレイヤー3のベストエフォートアクセスに係る回線契約者に限り、この機能を提供します。ただし、回線契約の種類がバックアップ契約の場合は、そのメイン契約がギランティアアクセスに係るものに限りです。

2～3 (略)

2-2-2-4～2-2-2-7 (略)

2-3～2-5 (略)

第2 専用サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア～ウ (略)</p> <p>工 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更 (Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。) 又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間 (変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下工において同じとします。) を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。</p> <p>(ア) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの A～B (略)</p>

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

C ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTT西日本ワイド利用）に限ります。）、 ギャランティア アクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用） に限ります。）、ギャランティ（センタエンド）アクセス （イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）に 限 ります。） 又はパーストアクセスのうち、いずれか1の ア クセスから他のアクセスへの変更
 (イ)～(カ) (略)

C ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTT西日本ワイド利用）に限ります。）又は ギャランティ アクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利 用）に限ります。）のうち、いずれか1のアクセスから他 の アクセスへの変更

(イ)～(カ) (略)

(4)～(5) (略)

(略)

(4)～(5) (略)

(略)

2 (略)

第2類 (略)

2 (略)

第2類 (略)

第2表 工事に関する費用

第1類 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(9) 現地調査報告工事費の適用	当社は、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。 ア (略) イ 当社は、次に掲げるUniversal One契約者に限り、写真付き現地調査報告を提供します。 (ア) (略) (イ) <u>VPNサービス（通信の区分がパーストイーサのものに</u> <u>限ります。）に係る者</u> (ウ)～(エ) (略) ウ 当社は、次に掲げるUniversal One契約者に限り、現地調査報告兼お客様工事依頼報告を提供します。 (ア) (略) (イ) <u>VPNサービス（通信の区分がパーストイーサのものに</u> <u>限ります。）に係る者</u> (ウ)～(エ) (略)

第2表 工事に関する費用

第1類 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(9) 現地調査報告工事費の適用	当社は、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。 ア (略) イ 当社は、次に掲げるUniversal One契約者に限り、写真付き現地調査報告を提供します。 (ア) (略) (イ) <u>削除</u> (ウ)～(エ) (略) ウ 当社は、次に掲げるUniversal One契約者に限り、現地調査報告兼お客様工事依頼報告を提供します。 (ア) (略) (イ) <u>削除</u> (ウ)～(エ) (略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

	エ～ク (略)
(10)～(14) (略)	(略)

2 (略)
第2類 (略)

第3表 (略)

料金表別表

1 契約者回線等の二重化に係る提供条件

(1) レイヤーの区別がレイヤー3の場合

ア～エ (略)

オ アからエまでに定めるほか、メイン契約とバックアップ契約との組合せについては、次表に掲げるところによります。

項番等	通信の区分		品目	回線制御装置
1	M	ギャランティ/ ギャランティ(C)	1M～100M	UT-Ⅰ/Ⅲ/無
	B	ギャランティ/ ギャランティ(C)	メイン以下	メインと同一
2	M	ギャランティ	200M～1G	UT-Ⅲ/無
	B	ギャランティ/ ギャランティ(C)	メイン以下	メインと同一
3	M	ギャランティ	2G～10G	無
	B	ギャランティ/ ギャランティ(C)	メイン以下	無
4	M	ギャランティ/ ギャランティ(C)	100M～1G	無
	B	ギャランティ(F)	—	無
5	(略)			
6	M	ギャランティ(F)	—	無
	B	ギャランティ/ ギャランティ(C)	1M～1G	無
7	M	ギャランティ/ギャランティ(C)	2M～100M	UT-Ⅰ/Ⅲ/無
	B	バースト	メイン以下	メインと共用
8	M	ギャランティ	200M～1G	UT-Ⅲ/無
	B	バースト	メイン以下	メインと共用

	エ～ク (略)
(10)～(14) (略)	(略)

2 (略)
第2類 (略)

第3表 (略)

料金表別表

1 契約者回線等の二重化に係る提供条件

(1) レイヤーの区別がレイヤー3の場合

ア～エ (略)

オ アからエまでに定めるほか、メイン契約とバックアップ契約との組合せについては、次表に掲げるところによります。

項番等	通信の区分		品目	回線制御装置
1	M	ギャランティ	1M～100M	UT-Ⅰ/Ⅲ/無
	B	ギャランティ	メイン以下	メインと同一
2	M	ギャランティ	200M～1G	UT-Ⅲ/無
	B	ギャランティ	メイン以下	メインと同一
3	M	ギャランティ	2G～10G	無
	B	ギャランティ	メイン以下	無
4	M	ギャランティ	100M～1G	無
	B	ギャランティ(F)	—	無
5	(略)			
6	M	ギャランティ(F)	—	無
	B	ギャランティ	1M～1G	無
7	削除			
8	削除			

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

9	M	ギャランティ	2G～10G	無
	B	バースト	メイン以下	無
10	M	ギャランティ(F)	—	無
	B	バースト	—	無
11	M	ギャランティ/ギャランティ(C)	1M～100M	UT- I
	B	ベストエフォート	—	メインと共用
12	M	ギャランティ/ギャランティ(C)	1M～100M	UT- I
	B	ワイヤレス	—	メインと共用
13	M	バースト	—	UT- I /Ⅲ/無
	B	ギャランティ/ギャランティ(C)	メイン以下	メインと共用
14	M	バースト	—	UT- I /Ⅲ/無
	B	バースト	メイン以下	メインと共用
15	M	バースト	—	UT- I
	B	ベストエフォート	—	メインと共用
16	M	バースト	—	UT- I
	B	ワイヤレス	—	メインと共用
17～ 21	(略)			

9	削除			
10	削除			
11	M	ギャランティ	1M～100M	UT- I
	B	ベストエフォート	—	メインと共用
12	M	ギャランティ	1M～100M	UT- I
	B	ワイヤレス	—	メインと共用
13	M	バースト	—	UT- I /Ⅲ/無
	B	ギャランティ	メイン以下	メインと共用
14	削除			
15	削除			
16	削除			
17～ 21	(略)			

カ オの表の用語のうち、次表左欄に示すものは、それぞれ、同表右欄に示す用語の略称として又は同表右欄に示す意味で使用しています。

上表における用語	本来の用語又は用語の意味
(ア)～(ウ) (略)	(略)
(エ) ギャランティ(C)	ギャランティ (センタエンド) アクセス
(オ) (略)	(略)
(カ) バースト	バーストアクセス
(キ)～(ニ) (略)	(略)

キ カの(セ)の「メイン以下」に関し、メイン契約とバックアップ契約とで通信の区分が異なる場合は、次の例によります。他の品目の場合も同様とします。

(ア) 10Mbit/sのインタフェースの例

カ オの表の用語のうち、次表左欄に示すものは、それぞれ、同表右欄に示す用語の略称として又は同表右欄に示す意味で使用しています。

上表における用語	本来の用語又は用語の意味
(ア)～(ウ) (略)	(略)
(エ) 削除	
(オ) (略)	(略)
(カ) 削除	
(キ)～(ニ) (略)	(略)

キ カの(セ)の「メイン以下」に関し、メイン契約とバックアップ契約とで通信の区分が異なる場合は、次の例によります。他の品目の場合も同様とします。

(ア) 10Mbit/sのインタフェースの例

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

ギャランティアアクセス 2 Mb/s
[> ギャランティ（センタエンド）アクセス 10Mb/s（最低伝送速度 1 Mb/s）](#)
[> パーストアクセス 10Mb/s（最低伝送速度 1 Mb/s）](#)
 > ギャランティアアクセス 1 Mb/s
 (イ) 100Mbit/sのインタフェースの例
 ギャランティアアクセス 20Mb/s
[> ギャランティ（センタエンド）アクセス 100Mb/s（最低伝送速度 10Mb/s）](#)
[> パーストアクセス 100Mb/s（最低伝送速度 10Mb/s）](#)
 > ギャランティアアクセス 10Mb/s

ク（略）

(2) レイヤーの区別がレイヤー2の場合

ア～エ（略）

オ アからエまでに定めるほか、メイン契約とバックアップ契約との組合せについては、次表に掲げるところによります。

項番等	通信の区分	品目	回線制御装置
1	M	ギャランティ/ ギャランティ(C)	1 M～100M L2ADP-A/C/ 無
	B	ギャランティ/ ギャランティ(C)	メイン以下 L2ADP-A/C/ 無
2	M	ギャランティ	200M～1 G L2ADP-B/C/ 無
	B	ギャランティ/ ギャランティ(C)	メイン以下 (1M～100M) L2ADP-A/C/ 無
3	(略)		
4	M	ギャランティ	2 G～10G 無
	B	ギャランティ/ ギャランティ(C)	メイン以下 無
5	M	ギャランティ/ギャランティ(C)	2 M～100M L2ADP-A/C/ 無
	B	パースト	メイン以下 L2ADP-A/C/ 無
6	M	ギャランティ	200M～1 G L2ADP-B/C/ 無

ギャランティアアクセス 2 Mb/s
 > ギャランティアアクセス 1 Mb/s

(イ) 100Mbit/sのインタフェースの例
 ギャランティアアクセス 20Mb/s
 > ギャランティアアクセス 10Mb/s

ク（略）

(2) レイヤーの区別がレイヤー2の場合

ア～エ（略）

オ アからエまでに定めるほか、メイン契約とバックアップ契約との組合せについては、次表に掲げるところによります。

項番等	通信の区分	品目	回線制御装置
1	M	ギャランティ	1 M～100M L2ADP-A/C/ 無
	B	ギャランティ	メイン以下 L2ADP-A/C/ 無
2	M	ギャランティ	200M～1 G L2ADP-B/C/ 無
	B	ギャランティ	メイン以下 (1M～100M) L2ADP-A/C/ 無
3	(略)		
4	M	ギャランティ	2 G～10G 無
	B	ギャランティ	メイン以下 無
5	削除		
6	削除		

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

	B	バースト	—	L2ADP-A/C/ 無
7	M	ギャランティ	2G～10G	無
	B	バースト	—	無
8	M	ギャランティ/ギャランティ(C)	1M～100M	L2ADP-A/C/ 無
	B	ベストエフォート	—	無
9～ 10	(略)			
11	M	バースト	—	L2ADP-A/C/ 無
	B	ギャランティ/ギャランティ(C)	メイン以下	L2ADP-A/C/ 無
12	M	バースト	—	L2ADP-A/C/ 無
	B	バースト	メイン以下	L2ADP-A/C/ 無
13	M	バースト	—	L2ADP-A/C/ 無
	B	ベストエフォート	—	無

カ オの表の用語のうち、次表左欄に示すものは、それぞれ、同表右欄に示す用語の略称として又は同表右欄に示す意味で使用しています。

上表における用語	本来の用語又は用語の意味
(ア)～(ウ) (略)	(略)
(エ) ギャランティ(C)	ギャランティ (センタエンド) アクセス
(オ) バースト	バーストアクセス
(カ)～(ス) (略)	(略)

キ カの(ケ)の「メイン以下」に関し、メイン契約とバックアップ契約とで通信の区分が異なる場合は、次の例によります。他の品目の場合も同様とします。

7	削除			
8	M	ギャランティ	1M～100M	L2ADP-A/C/ 無
	B	ベストエフォート	—	無
9～ 10	(略)			
11	削除			
12	削除			
13	削除			

カ オの表の用語のうち、次表左欄に示すものは、それぞれ、同表右欄に示す用語の略称として又は同表右欄に示す意味で使用しています。

上表における用語	本来の用語又は用語の意味
(ア)～(ウ) (略)	(略)
(エ) 削除	
(オ) 削除	
(カ)～(ス) (略)	(略)

キ カの(ケ)の「メイン以下」に関し、メイン契約とバックアップ契約とで通信の区分が異なる場合は、次の例によります。他の品目の場合も同様とします。

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(ア) 10Mbit/sのインタフェースの例

 <u>ギランティアアクセス 2 Mb/s</u>

 <u>>ギランティア(センタエンド)アクセス 10Mb/s (最低伝送速度 1 Mb/s)</u>

 <u>>バーストアクセス 10Mb/s (最低伝送速度 1 Mb/s)</u>

 >ギランティアアクセス 1 Mb/s

(イ) 100Mbit/sのインタフェースの例

 ギランティアアクセス 20Mb/s

 <u>>ギランティア(センタエンド)アクセス 100Mb/s (最低伝送速度 10Mb/s)</u>

 <u>>バーストアクセス 100Mb/s (最低伝送速度 10Mb/s)</u>

 >ギランティアアクセス 10Mb/s

ク (略)

2 セット割引

(1) 当社は、回線契約者が、次表に掲げるUniversal Oneサービスを合わせて利用する場合は、料金表第1表(料金)に規定する定額通信料(メイン契約に係るものに限ります。)の額から次表に規定する額を割り引くセット割引を行います。

 ア レイヤーの区別がレイヤー3の場合

メイン契約				バックアップ契約				セット割引額
通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置	通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置	
(略)				(略)				(略)
<u>バースト</u>	=	<u>10M b/s</u>	<u>UT-I</u>	<u>ワイヤレス</u>	=	=	=	<u>5,600円</u> <u>(6,160円)</u>
	=	<u>100 Mb/s</u>	<u>UT-I</u>		=	=	=	<u>5,600円</u> <u>(6,160円)</u>
(略)				(略)				(略)

(ア) 10Mbit/sのインタフェースの例

 ギランティアアクセス 2 Mb/s

 >ギランティアアクセス 1 Mb/s

(イ) 100Mbit/sのインタフェースの例

 ギランティアアクセス 20Mb/s

 >ギランティアアクセス 10Mb/s

ク (略)

2 セット割引

(1) 当社は、回線契約者が、次表に掲げるUniversal Oneサービスを合わせて利用する場合は、料金表第1表(料金)に規定する定額通信料(メイン契約に係るものに限ります。)の額から次表に規定する額を割り引くセット割引を行います。

 ア レイヤーの区別がレイヤー3の場合

メイン契約				バックアップ契約				セット割引額
通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置	通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置	
(略)				(略)				(略)
(略)				(略)				(略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

イ（略）

(2) (1)の表における次の用語は、それぞれ右に示す用語の略称として使用しています。

ア（略）

イ バースト : バーストアクセス

ウ～ソ（略）

イ（略）

(2) (1)の表における次の用語は、それぞれ右に示す用語の略称として使用しています。

ア（略）

イ 削除

ウ～ソ（略）

附 則（令和6年3月25日 C N S 1 第000400005557-01号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているUniversal Oneサービス（VPNサービスであって、通信の区分がギャランティ（センタエンド）アクセス又はバーストアクセスに係るものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているIP伝送（イーサアクセス）サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

4 当社は、Universal Oneサービス契約約款（第2編）の規定にかかわらず、VPN（イーサアクセス）契約者からの付加機能及び附帯サービスの利用の開始及び変更の申込みを承諾しません。

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット伝送サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

7 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。